

〔 論 文 〕

「旧姓¹」通称使用の広がりとその問題点 — 当事者の事例研究から

鈴木 亜矢子

要 旨

本稿では、職場で旧姓通称使用する女性 20 人への半構造化面接による聞き取り調査を基に、近年の夫婦別姓の位相の一端を明らかにする。選択的夫婦別姓制度の法制化が実現しない一方、職場での旧姓通称使用が拡大している。当事者への調査により、対象者は社会規範に沿う形で結婚改姓し、職場の慣習に倣う形で旧姓通称使用することで、意図せずして二つの姓を持つに至っていることが明らかになった。別姓実践者の社会的承認のために、選択的夫婦別姓制度が導入されるべきであることは言うまでもないが、同時にジェンダー不平等な法制度一般を改革していくことが重要である。

1. はじめに—問題意識と背景

安倍内閣は、女性の活躍のための社会基盤整備の一環として、選択的夫婦別姓を制度として認めることに慎重な意見が根強いことを踏まえ、旧姓通称使用の範囲拡大を掲げている²。旧姓通称使用とは、婚姻届を提出し、戸籍上はパートナーの姓に改姓するが、改姓した側が日常的に旧姓を通称名として使用することを意味する(高橋・折井・二宮:50)。現在の日本の法律では、婚姻届を提出する結婚(以下法律婚とする)をする場合、夫婦同姓となることが定められ³、当事者の一方が姓を変更しなければ、婚姻が成立しない。日本では女性の約 96.2%が結婚時に夫の姓に改姓しているのが現状である⁴。一方で、結婚後も就業継続する女性が増加していることなどを理由に、改姓によって生じる不便・不利益が指摘されてきた⁵。にもかかわらず、結婚後も夫婦それぞれが結婚前の姓を称することを認める、選択的夫婦別姓制度の法制化は実現していない。一方で、職場における旧姓通称使用は拡大している⁶。オウチーノ総研が 2013 年に 20 代～50 代の既婚女性へ行った調査では、20 代では 24.4%、30 代では 19%が旧姓を使用してい

ることが明らかになっている⁷。また日経新聞による調査でも、ほぼ同様の結果が紹介されている⁸。これらの調査によれば、職場で旧姓通称使用する女性は、今や 4 人に 1 人に上り、特に 30 代以下の若い世代で多くなっている。こうした現象は、結婚改姓が仕事上何らかの不利益を生じさせ、旧姓通称使用のニーズが高まっていることを示している。

いうまでもなく、私たちは各々自分の名前を有している。お互いに名や姓で呼び合うことで、交友関係を持ち、広めていく。社会生活の中で、私たちは個人としてまず「姓」「名」によって認識される。このような姓名は、個人を認識・特定する単なる呼称ではなく、個人の人格を象徴するものである⁹。すなわち姓名とその人の個性、活動、生き方は、容易に分離することができない。特に社会人として生活する上では、姓のみによって個人が識別されることも少なくない。にもかかわらず、大多数の女性が結婚により改姓することにより、結婚前と結婚後の個人の生き方が分離させられているのが現状である。

こうした意識により、結婚改姓に対する問題提起がなされ、選択的夫婦別姓に関する議論へと発展したが、未だ法制化は実現していない。

こうした現状の下、夫婦同姓規定が憲法や女性差別撤廃条約に違反するとして、国に対し責任を問う、いわゆる夫婦別姓裁判が係属中である¹⁰。一連の議論やこの申立てにより、改姓というごくプライベートなものとされていたものが、実は法制度をめぐる「社会問題」であることが示された。裁判上での主張は、社会問題が問題として認知され、それが権利として主張可能という、権利の生成という面では意義がある。だがこうした権利主張は、当事者に対し法の厳格な客観性と説得力をもって、自らの受けた権利侵害について語ることを要求する（望月：40）。それゆえ、こうした語りができない人々が抱える問題は、社会問題として表面化されにくく、個人の問題へと還元されてしまうため、問題共有や解決への道が断たれるという悪循環を生んでしまう。だが、今日の裁判に至るまでの間にも、裁判の原告以外の女性も、多くが結婚によって改姓している。こうした中には、個人の問題とすべきではない事例も含まれているのではないか。

本稿ではこうした問題意識から、裁判上で語られない経験として、旧姓通称使用が広く認められるようになった2000年以降の旧姓通称使用者の経験を取り上げ、それらを分析することで、夫婦同姓と旧姓通称使用の問題点を明らかにすることを目的とする。

2 夫婦別姓問題の経緯

(1) 夫婦別姓に関する議論の背景

旧姓通称使用は、先行研究において夫婦別姓実践の一形態として取り上げられてきた（二宮1994・1995、福島2001等）。それゆえ、まず夫婦別姓に関する議論の経緯を明らかにする必要がある。

夫婦別姓に関する議論の発端は、夫婦同姓に対する問題提起からであった（福島1992）。夫婦同姓規定の起源は、明治時代までさかのぼる。江戸時代には、庶民に姓はなかったが、明治時代になり姓を持つことが許可され、明治維新後

に始まった国民皆兵により個人の識別・登録が必要とされ、姓を持つことが強制されるようになった。1898年、明治民法によって家制度が置かれ、結婚により女性は夫の家族の一員となり、夫の姓を称することとされ、姓が家の呼称であると定められた（高橋・折井・二宮：154）。こうした定めは、男は女に優越するという身分関係と、それに基づく支配と服従の原理が支配する、非常に家父長的性格の強いものであった。戦後、家制度は廃止され、姓は個人の呼称とされたが、立法者は明治民法以来続く当時の慣習に倣い、夫婦同姓、親子同姓の原則を維持することを決めた（佐藤：35）。一方で戸籍制度は維持し、戸籍編製原理が一組の夫婦と姓を同じくする子を単位とすることにより、家族を団体として捉えることを保障した。つまり従来の家制度を「戸籍の単位」と書き直し、その単位は「姓の異同」を基準として構成し、戸籍法に持ってきたというのが実情であった（唄2006：239-240）。

このように家制度は、明治民法が廃止された後も戸籍制度により存続し続け、姓は家族を表すファミリーネームだということ認識を、私たちに浸透させることにもなった。それゆえ、夫婦同姓を定める民法750条は、現実の自由と平等には結び付かず¹¹、女性の大多数が改姓するという現状になっている。このように、家族法、戸籍法、これらが結実した戸籍制度は、国家がその理念とする家族像を維持させる方向に人々を導いてきた面があることは否定できない。よってそれ以外の生き方を選択しようとする人々に対しては抑圧的に作用する。国家の理想とする家族と、実際の家族、その歪みとして表出したのが、夫婦同姓に対する問題提起と、夫婦別姓に関する議論であった。

(2) 夫婦別姓制度導入に関する議論と旧姓通称使用

1980年代になると、夫婦同姓規定に対し「アイデンティティの侵害」「男女不平等の助長、家制度の温存」といった批判が向けられるように

なった(福島1992)。こうした批判に端を發し、在日韓国人日本語読み訴訟において、氏は、個人の人格の象徴であるとして人格権の一内容であるとされ¹²、その保障を求める議論へと発展した(二宮1994)。こうした議論を踏まえて、1996年に選択的夫婦別姓案が法制審議会により答申されたが、反対・慎重論が強く、国会上程は見送りとなった。だが、今や選択的夫婦別姓が認められていない国は、先進国では日本のみである¹³。2003年、2009年には、国連女性差別撤廃委員会から、夫婦同姓制度などの差別的な条項を削除すべきとの改善勧告が出されている¹⁴。こうした勧告を踏まえ、第3次男女共同参画基本計画(2010年12月)においても、「選択的夫婦別氏制度導入等を含む民法改正について、引き続き検討を進める」とされている¹⁵。

だが一向に選択的夫婦別姓が法制化されない中、職場での旧姓通称使用が広く認められるようになった。夫婦別姓に関する先行研究では、旧姓通称使用は、事実婚、ペーパー離婚と並び、夫婦別姓を実践するための一形態とされてきた(二宮1994・1995、福島2001等)。事実婚は、配偶者控除や法定相続人として遺産相続ができないなど、一定の法律上の保護を受けることができない¹⁶。ペーパー離婚も「離婚」という形式をとるため、周囲の理解が得られないこともあり、容易ではない。よって夫婦別姓にしたいという意思を持つ人々は、戸籍上はパートナーの姓に変え、改姓した方が日常的に旧姓を通称名として使用するという方法が、比較的容易にとり得る形態となる(二宮1994)。法律婚が正式な結婚という意識が強い日本では、親族等からの反発が少なく、法的な保護も受けられるためである。このように、夫婦別姓を望む個人にとって選択しやすい旧姓通称使用は、次第に職場において広く認められるようになった。以下、職場における旧姓通称使用の拡大についてみていきたい。

(3) 職場における旧姓通称使用の拡大と限界

1998年3月、関口裁判¹⁷の和解によって、公

務員にも旧姓通称使用が一部認められたのを契機とし、国家公務員については、2001年10月から旧姓を文書等に使用することが可能となった¹⁸。以降、この運用は地方公務員、民間へと広がっている。だが旧姓通称使用は、法律で保護されてはならず、使用の可否やその範囲については、通達や理解を求める形で認められるようになっており、職場や上司の裁量に任されているのが現状である¹⁹。国家資格を要する専門職においては、弁護士や司法書士は旧姓通称使用が認められているが制約も多く²⁰、仕事上使用する銀行口座を旧姓で開設することをなかなか認めがらない銀行もある²¹。同じ国家資格でも、医師、管理栄養士については、旧姓通称使用は認められていない²²。このように、旧姓通称使用の可否や範囲については、職種によっても差があり、その使用には限界がある。

旧姓通称使用の実態を調査した吉井(2008)は、職場の規定によって旧姓通称使用ができない女性は、キャリア分断に対する不安を抱え、男女不平等感を持っていることを明らかにした。だが、この調査は主に企業に対し旧姓通称使用について調査を行っており、個人に対するヒアリングは9人に対して行っているに過ぎず、更にこの調査以降、旧姓通称使用者がどのような状況にあるのかについての調査はない。そこで本稿では、この調査以降の旧姓通称使用者の現状に着目し、分析を進めたい。

3. インタビュー調査概要

本論文で取り上げるデータは、2011年3月～2012年8月、及び2013年7月～2014年10月にかけて実施したインタビュー調査によるものである。対象者は2000年以降に就業した経験がある20代～30代の女性²³であり、スノーボールサンプリング方式によって選択し、半構造化インタビューによって行った。旧姓通称使用が認められている職場の多くが大企業であるため²⁴、調査者のうち「会社員」の多くは大企業勤務の者であり、専門性が高いほど旧姓通称使用す

る傾向が高いため²⁵、専門職の割合が高くなっている。対象者は全員法律婚を選択しているため、結婚改姓した理由や状況を聞いた上で、旧姓通称使用した理由、旧姓通称使用に伴う不都合等を中心に聞き取りを行った。

表1 調査結果の概要

名前	年齢	職業	結婚年数	家族構成
A	20代	学生	2年	夫、子
B	20代	学生	1年	夫
C	20代	会社員	2年	夫
D	30代	会社員	7年	夫、子
E	30代	会社員	9年	夫
F	30代	弁護士	1年	夫
G	30代	ケアワーカー	5年	夫
H	30代	研究者	10年	夫
I	30代	大学教員	5年	夫
J	30代	派遣社員	7年	夫
K	30代	公務員	11年	夫、子
L	30代	パート社員	4年	夫
M	30代	弁護士	3年	夫
N	30代	翻訳業	8年	夫
O	30代	税理士	4年	夫、子
P	30代	行政書士	5年	夫、子
Q	20代	会社員	3年	夫
R	20代	公務員	3年	夫
S	30代	会社員	6年	夫、子
T	30代	会社員	6か月	夫

4. 調査結果

(1) 改姓した理由—結婚したから「当然」に

調査者は全員婚姻届を出し、戸籍上は夫の姓となっているが、職場では旧姓を通称として使用している。結婚時に改姓した理由としては、婚姻届を提出する法律婚が正式な結婚という意識があるから、夫や親族等周囲の意向からという理由が最も多く、20人中17名であった。文中、斜線部は対象者の言葉から引用している部分である。

Sさんは、結婚時に特に別姓にしたいという意志はなく、「法律婚にすることで迷いはなかった」という。だが、夫や親族が「婚姻届を出すことは『当然』という感じ」だったこと、「夫も特に疑問に思うこともなく、自分の名字を名乗ると思っていた」。さらに自身も「自分の名字を名乗ってほしいとかなかったから、あと旧姓に固執する気持ちはなくて、別姓とかも希望はなかった」ので、改姓したという。Mさんは「法的に認められた結婚をするっていうことが重要

な意味を持つ」ため、「婚姻届を出すのは当然と
思ってい」た。婚姻届を出す前に夫と同居していたが、「そのことを特にうちの両親は反対して」いたため、Mさんは近いうちに「結婚するから、っていうことが条件で親に許してもらい」法律婚を選択した。公務員Jさんは、姓を「法律上選べるものだということは知っていたけど、…（中略）結婚したら夫の姓になるのが当然だと思っていた」という。

残りの3名の改姓理由は、別姓という選択肢も頭にあったが、結果的に夫の姓に改姓した。Bさんは、「結婚した理由は子供ができたことにあるので、その時点で事実婚はなかった」という。夫と別姓にしたいという気持ちもあったが、子どもを「非嫡出子にしてしまうのはちょっと、という思い」があったため、改姓した。

ところで、改姓する場合は、改姓する側が免許証や保険証等の公的書類の書き換えの手続きを行わなければならない。この手続きについても、その手間と苦労を口にする人が多かった。Qさんは、書き換え手続きをした当手を思い出して、「書き換え手続は本当に大変でした。…（中略）…仕事している合間を縫って、警察署に行ったり、役所に行ったり…。割と不便な場所にあたりしますよね、こういうところって。」と、手続き場所が一か所ではなく、また不便な場所にあることを理由として挙げていた。Sさんは、「（夫と私は）同じ仕事しているのに、私は仕事を早めに終わらせて役所に行ったりしているのに、夫はこういう苦労しないで済むのって、なんか不公平だなと感じました。」と、自分だけ改姓手続きに時間を取られていることを不公平に感じている。

いずれの対象者も、結婚改姓を「当然」と捉え、又は夫や親族の意向を汲んで、改姓しているが、改姓に伴う名義変更手続きの手間については、煩わしいと感じている。

(2) 夫婦別姓の一形態としての旧姓通称使用 — 先行研究の例

調査対象者は、職場で現在も旧姓通称使用し

ているか、又は過去に旧姓通称使用していた人々である。これまで先行研究で論じられてきた旧姓通称使用²⁶は、結婚時に夫婦別姓にしたことができなかったため、夫婦別姓の一実践として職場やプライベートの場で旧姓通称使用するという形態であった。Eさんはまさにその典型であり、「職場で旧姓を使っているのは、まあ、もともと別姓にしたかったけどできなかったから、仕方なく」であるという。「それほど大きな影響はないと思っていた」ため、「婚姻届を出したときは、旧姓を通称使用すればいいよと考えて」いた。結婚時、妊娠していたBさんは「なんとなく別姓も考えていたんですが、不便さとかはわからなかった」という。「別姓にしようという議論は婚姻時にはなく…(中略)…相手(夫)は長男なので…彼の親も、夫を長男だと認識していたし…たぶん、夫も夫の両親も、幼少期からそのように考えていて、おそらく(結婚したら、妻は)夫の姓になることが当たり前だと思っていた」と、夫や夫方の親族の意向を汲んで、改姓している。

以上のように、EさんとBさんは、結婚当時に別姓にしたいという気持ちがありながらも、様々な事情から改姓し、別姓の実践のために職場で旧姓通称使用している。

(3) 職場の慣行による旧姓通称使用

一 新たな通称使用形態

これまで先行研究で取り上げられてきた旧姓通称使用²⁷は、Eさん、Bさんのような形態であった。だが現在は、女性の結婚改姓が圧倒的多数を占める中で、旧姓通称使用が可能な場も拡大している。旧姓を通称使用する理由としては、職場の慣行やプライバシー保護のため、職場での個人同一性保持、キャリア・業績継続を示すためといった理由が多くみられた。

Tさんは今の会社に就職後、結婚して戸籍上は夫の姓になったが、「メールアドレスの名字の部分が変わったら、結婚したんだなってわかりますよね。わざわざ結婚したことを報告するようで、仕事上の付き合いに過ぎない人に、そ

こまでして知らせたくはない」というプライバシー保護の観点から、また「私の会社は、結婚した女性でも旧姓のまま働くのが当然というか…みんなそうしているという雰囲気だから」という職場の慣習に倣い、旧姓通称使用している。Nさんは、転職してからほどなく結婚し、夫の姓に改姓した。「社内で結婚した女性は、旧姓を使用し続ける人が多かったですね。むしろそれが当然という」雰囲気があったこと、「当時、海外からの窓口が自分だったので、メールアドレスが変わることで会社や先方にも迷惑がかかったら嫌だなと思って」、また「名刺やメールアドレスが変わるのが嫌だったし、メールアドレスが変わると混乱して届かないなどのトラブルがあると思った」ため、職場で旧姓通称使用している。弁護士であるMさんは、「〇〇(旧姓)で仕事し始めて、半年後に入籍で…さすがにここで『△△(夫の姓)』になりました、とは言えなくて、流れで旧姓のままになりました」という。「ようやく仕事に慣れて、依頼者にも名前を覚えてもらって、名刺とか職印も作りましたから、それをまた半年で作り直すのってどうかと。…(中略)…依頼者にもせつかく覚えてもらったのに…っていう気持ちもあり」、職場の雰囲気を察し、業務上の支障を考えた上で旧姓を通称使用している。

パート社員のJさんは、以前別の会社で正社員として働いていた時に結婚した。「結婚してから知り合った人に夫の姓で呼ばれても抵抗はないんですが、独身時代の人には旧姓で呼ばりたい」という思いから旧姓通称使用していた。だが、今の職場に転職した際には、新姓で働くことを決意した。その理由として、「旧姓がペンネームになって、公的書類は戸籍上の姓になってしまうと、使い分けが面倒ですから。その面倒さは、以前の職場にいるときに嫌というほど味わいましたから。」と、二つの姓の使い分けに苦労した経験を理由に挙げている。

ケアワーカーであるGさんは、職場(老人介護施設)の「入所者(高齢者)が旧姓で私のことを覚えてくれているから」という理由で旧姓を通称使用している。老人介護施設には、「認知

症の人もいて、なんとか（名字を）覚えてもらっても、間違われることもある」ため、Gさんの姓が変更すると同一人物として認識されず、業務に支障が出ることに対する懸念から、旧姓を使い続けることにしている。Gさんは現在と同じく、今後も旧姓のまま働きたいという希望を持ちながらも、「今の職場から別の施設に行く場合は、戸籍名に変えなくてはならないかもしれないですね。」という。その理由として、「やっぱり使い分けが面倒だから。特に有給台帳は旧姓、保険や年金、税金は戸籍名でやらなくちゃならないこと、印鑑の使い分けが必要なことが面倒で、いちいち聞かなくてはならないから。」ということを挙げている。

一方、旧姓通称使用の可否は、職場や上司の裁量により決定されるため、旧姓通称使用が急に認められなくなることもある。Gさんの職場では、それまで旧姓通称使用が可能であったのにもかかわらず、「今年の4月になって急に（会社の総務から）戸籍名に変えろと言われた」。それまで旧姓を使用していた職員の多くが、戸籍上の姓に名前を変えていったが、Gさんは、「それを入所者とかにいうと、『結婚したの？離婚したの？』といちいち聞かれそうで嫌だし…。実際、戸籍名に変えた人は入所者からそのように聞かれているのをよく目にするので…。みんな（夫の姓に変えた人たち）は初めのうちは大変そうでした。」という理由から、これまで通り旧姓通称使用するため、旧姓使用届を申請し、許可を得た上で旧姓を使い続けている。

（4）調査結果のまとめ

ここまで旧姓通称使用について、いくつかのケースを取り上げた。先行研究²⁸でみられるように、結婚時に別姓を希望していたが、実現が不可能だったため、旧姓通称使用するというケースもあった。一方、結婚時に夫の姓に改姓することに疑問を持たず、別姓を意識していたとは言えない例もあった。彼女たちは、夫や親族の意向を伺い、関係性に配慮しながら、結婚改姓を当然とする社会通念、慣行に従う形で改姓し

ている。他方、職場では、結婚後も旧姓を通称使用している慣行に従い、または業務上支障が生じることへの懸念から、旧姓通称使用をしている。職場のメールアドレスは、姓名が含まれるものを付与されることがあり、また専門職、営業職では名刺を持つ機会も多い。専門性が高い職業等、高度の信用性が要求される職務であれば、旧姓を継続的に使用し、相手方に姓名を記憶してもらうことがより重要になる。労働者を雇う企業側としても、メールアドレスや名刺等の変更にかかるコスト削減の観点から、旧姓通称使用は都合がよい。このように旧姓通称使用は、必ずしも本人の強い別姓希望によるものとは限らなくなっている。むしろ、職場の慣行、業務上の支障を避けるため、職業上の信用を維持するためといった、いわばやむを得ない選択ということができる。だが、旧姓通称使用のためには、社会保険や税金関係の手続き上、改姓した時点で改姓名を職場に届け出る必要があり、その上で旧姓通称使用の許可を得る必要がある。そのため、一定の範囲では旧姓通称使用が可能であったとしても、公的書類では戸籍上の姓を使用する等、二つの姓を使い分けていく必要が出てくる。また、旧姓通称使用の可否や使用可能範囲は職場や上司の裁量によるため、Gさんのように旧姓通称使用を希望しても、戸籍上の姓へと変更せざるを得ない状況も生じうる。

5. 考察

（1）選択せざる結婚改姓

本調査の対象者は、夫婦同姓が「アイデンティティの侵害」や「家制度の温存」になると意識しているわけではなく、結婚改姓に対する抵抗感はほとんどないといってよい。しかしこれは自ら望んで結婚改姓しているということの意味しない。なぜなら対象者の多くは夫や親族等、ごく近い人々の意向を尊重し、それに従う形で改姓しているからである。だが、こうした対象者の選択は、自らの選好や意志の発露として、個人の選択の問題として受け止められることに

なる。その結果、こうした選択を生み出す原因となる社会構造は不問に付されてしまう。だが私たちは孤立した状態で存在しているわけではなく、様々な人間関係の中で日々の生活を営んでいる。この中では、往々にして平穏かつ円滑な人間関係を望み、波風が立つことを敢えて望むことは少ない。特に親密な関係では、平穏に関係性が保たれることが期待される。そのため、こうした親密な関係では、波風を立てるような事柄を持ち込む者の振る舞いを、端的に「問題」と意味づける文脈となり得る(草柳:168)。また、人々は慣習やそれまでの経験によって、手が届かないと思われるものを欲しないように自らを適応させていく。すなわち、自ら実現可能なレベルに合わせて、自らの選択を修正するのである(Nussbaum1999:11-13, Nussbaum = 神島2012:324)。

女性側が改姓することが社会の規範、慣習とされる中で、「改姓しない」という選択をすることは、こうした親密な関係性に波風を立てる恐れがあり、「問題」と意味づけられる可能性がある。対象者は、こうした現実を十分に察知していたからこそ、社会規範に対応する形で自らの選択を修正し、改姓するという選択肢を取ると考えられる。こうした現状下では「夫又は妻の氏」を選択できるという、一見ジェンダー中立的な規定は、男女の選択の相違を再生産し、再生産された相違がまた個人の利害関心の形成に影響を及ぼし、現状を反映・維持する方向へ働くのである。選択的夫婦別姓制度が導入されても、実際に別姓にしたいという人が23.5%にとどまる²⁹のも、まさにこのことの証左となりえよう。法律上の形式的な平等が、婚姻関係における男女の不平等を覆い隠し、これを正当化してしまうのである(Olsen=寺尾2009:150-155)。

(2) 意図せざる別姓

次に、意図せずして二つの姓を持つという現象は、特に2000年以降、旧姓通称使用を認める場が拡大することにより生じた現象であるといえる。職場での旧姓通称使用が広く認められて

いなかった時代は、夫婦別姓を強く望まない限りは、職場で旧姓通称使用するという選択肢はなく、旧姓から戸籍上の姓に切り替えざるを得なかった³⁰。現在は、職場で旧姓も使用できるようになったが、実際には対象者が自ら望んで選択するというよりは、改姓手続きに伴うコスト削減や「改姓」＝「結婚」という身分変動を他者に明らかにすることを避けるため、キャリアや信用保持のためにやむなく選択しているにすぎない。そしてその選択により、特に夫婦別姓を望む人ではなくても、意図せずして二つの姓を持つという現象が生じている。一人の人間であるにもかかわらず、対象者は「旧姓」と「戸籍上の姓」によって、二つの人間に分断されてしまうのである。ではこのような分断はなぜ起こるのか。

フェミニズムは、国家／市民社会、市民社会／家族といった公私区分を批判してきた。それは私的領域において、女性の男性への従属が曖昧化され、不平等な社会構造の家父長制的実在が不可視化されてしまうからである(Pateman1983:283)。ペイトマンは、公私二元論³¹は、女性に対して私的領域を「いるべき場所」とし、その場所での「あるべき行動様式」を指示することを明らかにしている(Pateman1989:119)。日本では戦後、家父長制的家族から平等主義家族への転換が生じたが、法律上で家父長制が解消された分だけ、社会レベルのジェンダー秩序が、直接的に家族内の男女の秩序を規定することになった(吉田2003:128-129)。そのため、女性は私的領域、すなわち家庭内が「いるべき場所」とされ、こうした秩序に従えば、女性は夫の姓に改姓することが自然な流れとなる。このような秩序が存在する社会においては、夫婦同姓を定める規定は事実上、女性に対し改姓を促す方向に働き、改姓は「夫の妻である」ことを示す行為となる。したがって対象者は、改姓することで「夫の妻である」ことを表示しつつ、私的領域外での活動においては、一貫性を保つために旧姓を使用することで誰かの妻ではない、誰かの所属ではない自分を表示する必要性が出

てくる。このように結婚改姓は、女性から結婚前後の一貫したアイデンティティを奪うことになる（Shin2009：161-179）。

それゆえ、結婚して公的領域で活動するためには、公的領域が「いるべき場所」とされる男性に合わせ、従来使用し続けてきた旧姓を通称使用することになる。女性が二つの姓によって分断されるということは、この社会が、その規範としての法が、女性を公的領域、私的領域のどちらでも活動する主体を想定していないということの意味するのではないか。明治民法で定められていた家制度がこのような想定に立つものであったことは言うまでもないが、現在もこうした想定が社会制度において温存されていることを示唆するものであろう³²。

（3）日本社会における「姓」の意味

第三に、本調査で見られたケースは、「姓」が何を意味するのか、ということ私たちに問いかける。姓は「家族の呼称」、「個人の呼称」という二面性を持つが（内田2010）、職場において重視されるのは、個人の呼称としての側面である。本稿で取り上げた調査対象者全員が、各々の職場において上司や同僚、部下から姓で呼ばれていると述べていたように、姓のみによって個人を識別する職場が多い。それゆえ、その所属する場所における人物の同一性、及びキャリアや業績の連続性を保つために、旧姓を使用し続ける必要が出てくる。

だが、旧姓が使用できる範囲は限られ、戸籍上の姓が正式な姓として扱われることが多い。それゆえに、職場での旧姓使用が禁止された場合、あるいは年金や給与関係の書類等で戸籍上の姓が必要とされることで、結婚や離婚といった身分変動が本人の意図しないところで明らかになる危険性を常に孕んでいる。このように、旧姓通称使用を取り巻く問題は、「姓」が単なる個人、家族への属性を識別するものではなく、その個人が属する社会においてどのように識別されるという点が重視され、それが顕在化したことにより生じた問題だといえよう³³。

（4）選択的夫婦別姓制度導入と更なる問題

離婚における婚氏続称（民法767条）、及び国際結婚における配偶者の氏の変更（戸籍法107条2項3項）の新設からも明らかのように、法律上、姓は身分性の制約を離れ、呼称性・個人性を貫徹しようとする傾向にある（床谷1990：845）。年間23万組前後の離婚があり、結婚する人の4分の1が再婚である現在³⁴、身分変動は決して珍しいことではなく、個人の呼称秩序安定性の観点からも、こうした身分変動と呼称は切り離すべきである。

また姓は自己の人格を象徴するものであり、自己を表現するものであるという点を重視すれば、憲法上の個人の尊重、及び表現の自由の当然の帰結となるため（二宮1994：507）、選択的夫婦別姓が「制度」として法制化される必要がある。制度が法制化されないことで、当事者自らが旧姓通称使用に伴う不利益を引き受けてしまうだけではなく、こうした当事者の態度によって、社会が旧姓通称使用者の困難性を「よくあること」として看過し、不可視化してしまう恐れがある。選択的夫婦別姓法制化は、いわば別姓の社会的承認という意味合いを持ち、別姓にする人々への偏見をなくし、その人の選択が保障されるだけではなく、別姓が「選択できる」ということが認識される契機ともなりうる。このような観点からも、選択的夫婦別姓法制化が必要だと言えるだろう。

他方、夫婦別姓という選択肢が増えることにより、改姓した者が別姓を選択できることにつながるとは限らない。もちろん、選択的夫婦別姓を待ち望む人々にとっては長年の夢であり、先に述べたとおり社会的承認という意味でも、選択的夫婦別姓のために民法を改正することは必要かつ重要なことではある。だが、本調査で明らかになったように、結婚改姓すること、職場で旧姓を使用することは、あたかも個人の選択の結果であるかのように見えながらも、実際には、その選択はそれぞれの属する社会規範に対応して行われているのであって、姓を自由に

選択できているわけではない。それぞれの領域のニーズに応じて、いわばやむなく旧姓を選んでいるに過ぎないのである。

したがって選択的夫婦別姓制度は導入されても、日本社会の性別役割分業観に顕著なジェンダー不平等が、その自由な選択を阻み、多くの人々は、選択肢の増加の恩恵を享受することはできないだろう。よって、選択的夫婦別姓制度導入と共に、背後に存在するジェンダー不平等、それをもたらすジェンダー秩序が維持されることを避けるための対策を講じることが不可欠となる。そのためには、男女共同参画社会基本法の基本理念の一つである、「社会における制度又は慣行についての配慮」を並行して行うべきであり、税制、社会保障制度、賃金制度等の領域において、個人のライフスタイル選択に中立的な社会制度を作ることが重要であろうと思われる。

6. 結語と今後の課題

本稿では、意図せずして二つの姓を持つに至った人々の現状とその問題点を明らかにしたことで、選択的夫婦別姓法制化が必要であると同時に、そのみでは夫婦同姓をめぐる問題は解決しないことを示した。本調査では女性のみを対象としたが、旧姓通称使用に伴う問題は、改姓者であれば男性にも生じうることは言うまでもない。本稿で取り上げた大企業勤務、高学歴、専門性の高い職種以外の者への調査が必要である。更に本稿では、調査結果の分析に焦点を当てたため、理論的検討が不十分である。これらについては、筆者の今後の課題としたい。

脚注

- 1 「旧姓」とは、結婚改姓前の生来の姓を意味する。「旧姓通称使用」という表現が広く使用されているため、本稿では「旧姓」と表記する。また法律上は「氏」が使用されることが多いが、一般的に「別姓」と呼ばれているため、本稿では後者を主に使用し、法律用語、裁判用語として表示する場合は「氏」を用いることにする。
- 2 平成 25 年 5 月 28 日 自民党女性活力特別委員会が 2013 年 5 月に作成した『「女性が輝く社会の実現」のための政策～次元の違う新たな女性活躍のステージを目指して』では、女性の活躍のための社会基盤整備として、旧姓使用の範囲拡大が挙げられており、「家族の絆を保ちながら、同時に女性の社会的活動の円滑化を図るため、旧姓の幅広い使用を認める法案を次期通常国会への提出を目指す」とある。
- 3 「夫婦は婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称する」（民法 750 条）。婚氏の定めがない婚姻届は受理されないため、婚氏の選択は実質的には婚姻の成立要件として作用している（戸籍法 74 条 1 項）。
- 4 厚生労働省人口動態調査 2013 年
- 5 法務省ホームページ「選択的夫婦別氏制度（いわゆる選択的夫婦別姓制度）について <http://www.moj.go.jp/MINJI/minji36.html> (2014.12.10 閲覧)
- 6 産労総合研究所が 2010 年度に行った調査によると、調査対象企業 192 社のうち 55.7% の企業が仕事上旧姓使用を認めており、従業員数 1000 人以上の企業では 71.8% に上った（産労総合研究所 2010 年）。
- 7 オウチーノ総研「既婚女性の『名字』に関する実態調査」2013 年
http://www.o-uccino.jp/mansion/shinchiku/special/sp_column51/ (2014.12.20 閲覧)
- 8 日本経済新聞 2015 年 3 月 7 日朝刊女性欄「新姓・旧姓職場でどっち？」同紙が調査会社クロス・マーケティングに依頼し、全国の 20 代～30 代の働く既婚女性 1000 人にインターネットで調査した結果が紹介されている。
- 9 最判昭和 63 (1988) 年 2 月 16 日民集第 42 巻 2 号 27 頁。放送局がニュース番組中で、在日韓国人である崔昌華氏を日本語読みしたことの違法性が問題となった事例。最高裁は「氏名は…人が個人として尊重される基礎であり、

- その個人の人格の象徴であって、人格権の一内容を構成するものというべきである」とし、この裁判によって氏名が人格権として捉えられることが明らかになった。
- 10 日本経済新聞電子版 2013 年 5 月 29 日
http://www.nikkei.com/article/DGXNASDG29027_Z20C13A5CC0000/
 (2015.3.29 閲覧).
- 2015 年 3 月 18 日, 最高裁は大法廷での審理を決定した. 朝日新聞電子版 2015 年 2 月 18 日 <http://www.asahi.com/articles/ASH2L5GV8H2LUTIL02J.html> (2015.3.18 閲覧)
- 11 この点の分析は広渡清吾「『夫婦別姓時代の解析』時の法令 1329 号 p.46 (1988), 山田卓生「結婚による改姓強制」法時 61 巻 5 号 p.86 (1990) 等に詳しい.
- 12 前掲 9 参照.
- 13 柏市インターネット男女共同参画推進センター共同参画キーワード「夫婦別姓選択制」
http://danjo.city.kashiwa.lg.jp/gakushuu/gender_terms/terms/bessei.htm (2015.2.20 閲覧)
- 14 民法改正を考える会『よくわかる民法改正－選択的夫婦別姓&婚外子差別撤廃を求めて』p.62
- 15 第 3 次男女共同参画基本計画 内閣府男女共同参画局 HP
http://www.gender.go.jp/about_danjo/basic_plans/3rd/pdf/3-05.pdf (2015.8.10 閲覧)
- 16 2013 年 9 月 4 日, 婚外子の相続分を婚内子の 2 分の 1 とする民法 900 条 4 号ただし書について違憲判決が出された. だが, その他様々な面で法律婚と比べ, 事実婚は法的保護が受けにくいという現状は変わっていない.
- 17 東京地判平成 5 年 11 月 19 日判時 1486 号 21 頁.
- 18 旧姓通称使用が可能な範囲は以下の通りである. 職場での呼称, 座席表, 職員録, 電話番号表, 原稿執筆, 人事異動通知書, 出勤簿, 休暇簿, 通勤届, 扶養親族届, 児童手当, 住居届, 単身赴任届等. ただし文書の性質上, 戸籍上の氏及び旧姓を併記することが必要な文書 (人事記録), 並びに併記した方が事務処理上効率的である文書 (育児休業関係文書, 給与振込申出書, 公用旅券発券・発給を請求する際に提出する旅程表) については併記が認められている. 「国の行政機関での「職員の旧姓使用の手続きについて」(通知) より抜粋.
- 19 産労総合研究所「特集 企業における旧姓使用の取扱い」労務事情 通号 924 号 P.5-33 頁, 1988 年.
- 20 法務省「男女共同参画会議基本問題専門調査会 (第 3 回) 資料 2-3」2001 年 <http://www.gender.go.jp/danjyo-kaigi/kihon/shiryo003/2-3/pdf> (2014.11.1 日閲覧)
- 21 日本経済新聞 2015 年 3 月 7 日「新姓・旧姓職場でどっち?」新姓使用者の意見.
- 22 医師については, 戸籍名をもとに氏名を登録する (医師法, 同法施行令). 管理栄養士についても同様である (栄養士法, 同施行令). 坂本洋子「通称使用をめぐる動き－夫婦別姓訴訟大法廷回付を機に考える」『時の法令』1977 号 (朝陽会 2015 年 5 月 15 日) に詳しい.
- 23 結婚改姓者の多数が女性であるため, 今回は女性を対象に調査をした.
- 24 前掲 6 参照.
- 25 前掲 8 参照.
- 26 高橋菊江, 二宮周平, 折井美耶子『夫婦別姓への招待－いま, 民法改正を目前に』有斐閣選書, 1995 年, 福島瑞穂『結婚と家族－新しい関係に向けて』岩波新書, 1992 年他.
- 27 前掲 26
- 28 前掲 26
- 29 内閣府世論調査 2013 年 (<http://survey.gov-online.go.jp/h24/h24-kazoku/2-3.html>) (2015.4.15 閲覧).
- 30 筆者が同時期に行ったインタビューにおいて, 40 代の女性 3 名は, 「結婚した時 (20 代) は, そもそも職場で旧姓通称使用するという選択肢はなかったため, 夫の姓で働いていた」と答えている.
- 31 公私二元論には, 「国家／社会」「家庭／非

- 家庭」の区別という異なるものが存在する (Okin1991:71). ここでは文脈から, 非家庭/家庭の区別という意味での公私区分に限定する.
- 32 ここでは法の公私二元性が個人に与える影響に焦点を当て論じたが, 本稿に挙げた事例によって, 法の公私二元性が錯乱されているという面もあろう. この点の詳細な検討については筆者の今後の研究課題としたい.
- 33 「姓」が持つ意味については, 先行研究の蓄積もありさらなる検討が必要であるが, 本稿では紙幅の関係から割愛し, 筆者の今後の研究課題としたい.
- 34 平成 26 (2014) 年人口動態統計の年間推計による.
- 参考・引用文献**
- 内田亜也子「家族法改正をめぐる議論の対立～選択的夫婦別氏制度の導入・婚外子相続分の同等化問題～」立法と調査 No.306 (2010)
- 草柳千早『「社会問題」という経験 夫婦の姓をめぐって』好井裕明・桜井厚『フィールドワークの経験』(せりか書房, 2000)
- 坂本洋子「最高裁が婚外子差別規定に違憲判断—国会は速やかに民法改正を!」『時の法令』1938号 (2013)
- 「—通称使用をめぐる動き—夫婦別姓訴訟大法廷回付を機に考える」『時の法令』1977号 (2015)
- 佐藤文明『戸籍が見張る暮らし』(現代書館, 1991)
- 高橋菊江, 二宮周平, 折井美耶子『夫婦別姓への招待—いま, 民法改正を目前に』(有斐閣選書, 1995)
- 床谷文雄「民法上の氏と戸籍制度」阪大法学 39 卷 3・4号 (1990)
- 二宮周平「生き方の多様化を支える家族法を目指して」香川法学 33 卷 1・2号 (2013)
- 「氏名の自己決定権としての通称使用の権利」立命館法学 3号・241号 (1995)
- 「氏名権と通称使用」阪大法学 172・173号 (1994) 491-511頁
- 『家族法改正を考える』(日本評論社, 1993)
- 『結婚届 出す理由と, 出さない自由』(毎日新聞社, 1991)
- 野崎綾子『正義・家族・法の構造変換—リベラル・フェミニズムの再定位』(勁草書房, 2003)
- 唄孝一「氏論議を論ずる」水野紀子編 東北大学 21世紀 COE プログラム ジェンダー法・政策研究叢書『家族:ジェンダーと自由と法』(東北大学出版会, 2006)
- 「選択的夫婦別氏制—その前史と周辺—」ジュリスト 1127号 (1998)
- 福島瑞穂『あれも家族, これも家族 個を大事にする社会へ』(岩波書店, 2001)
- 『夫婦別姓セミナー』自由国民社 1997年
- 『結婚と家族—新しい関係に向けて』(岩波新書, 1992)
- フランシス・オルセン, 寺尾美子(編訳)『法の性別—近代的公私二元論を超えて』(東京大学出版会, 2009)
- マーサ・C・ヌスbaum, 神島裕子(訳)『正義のフロンティア—障害者・外国人・動物という境界を越えて』(法政大学出版, 2012)
- 民法改正を考える会『よくわかる民法改正—選択的夫婦別姓&婚外子差別撤廃を求めて』(朝陽会, 2010)
- 望月清世「ライトトークの語れなさ—法の言説分析と『語られないこと』の位置」棚瀬孝雄著『法の言説分析』(ミネルヴァ書房, 2001)
- 吉井美奈子「女性労働者の職場における旧姓使用の実態—企業向け調査と女性労働者へのインタビュー調査より—」『家政学研究』Vol.55 No.1 (2008)
- 吉田克己「婚外子差別と裁判・立法・行政」『ジェンダー法研究』第1号 (2014)
- 「家族法問題とジェンダー」ジュリスト 1237号 (2003)
- Nussbaum, M.C. et al. 1999 “Martha C. Nussbaum and Her Critics: An Exchange”,

in New Republic, 1999 April 19

Okin, S. M. "Gender, the Public, and the Private," in David Held (ed.) Political Theory Today, Polity Press 1991, Reprinted in Anne Phillips (ed.) Feminism & Politics, Oxford University Press 1998

Pateman, Carole. "Feminist Critiques of the Public/Private Dichotomy" , in THE DISORDER OF WOMEN 119 California: Stanford University Press 1989

— , Feminist Critiques of the Public/Private Dichotomy, in S. I. Benn and G. F. Gaus eds., Public and Private in Social Life, Croom Helm, 1983

Shin Ki-young. "The Personal is Political" : Women's Name Change upon Marriage in Japan , Journal of Korean Law, Dec. 2009

An Expanse of the use of maiden names among women in workplaces and its problem

Ayako SUZUKI

Summary

By focusing on the use of maiden names in the workplace this paper explores the new phase of women's surname change upon marriage in Japan. The study is based on semi-structured interviews with 20 married women. Although the issue of surname change upon marriage has been widely debated since the 1980s, the Family Law reform has yet to be implemented. Meanwhile, the use of maiden names in the workplace has recently become widespread. The findings of this study clarify that informants unintentionally have two surnames. This suggests that the social norm of Japanese society forces women to have two surnames. Considering the results, it is indisputable that selectively separate surname system must not only be adopted, but the systems which preserve gender inequality must also be reformed.

